

「令和9年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方.....	1
II. 経済活性化と中小企業対策.....	1 0
III. 地方のあり方.....	1 6
IV. 自然災害への対応.....	1 9
V. その他.....	2 0

はじめに

本年の「令和9年度税制改正提言」は、日本経済がデフレ期からインフレ期に突入して物価や長期金利が上昇する中で、需要不足を補う景気刺激から供給制約の解消を目指す経済運営への転換の必要性を指摘しました。なかでも地域経済や雇用を支える中小企業は、物価高や人手不足が深刻化するのに伴い、業績が改善していなくても着実な賃上げを求められるなど、依然として厳しい経営を強いられています。積極的な税財政措置を通じて中小企業の経営を支援することが一段と重要になっています。

特に高市早苗政権の誕生に伴い、税財政面では大きな政策転換が進められています。財政健全化に関しては、これまで政府が掲げてきた「基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化」に代えて、国と地方の総債務残高を国内総生産(GDP)と比べて安定的に引き下げるとする新たな目標を打ち出しました。このため、今回の提言では財政健全化と社会保障制度を両立させる必要性を改めて訴えました。

また、高市政権が閣議決定した飲食料品に対する消費税率を来年4月から8%から1%に引き下げる消費税減税は、物価高対策としての効果に疑問が残るうえ、代替財源も確保されていないなど様々な課題を抱えています。法人会ではこれまで政府・与党に対し、消費税減税に慎重な検討を求めてきましたが、提言では減税の実施にあたって中小企業に悪影響が及ばないように万全の措置を求めました。

一方、高齢化を背景にして中小企業の経営者も高齢化が進んでおり、後継者が不在という企業の割合は高い水準で推移しています。地域の中小企業が保有する独自の技術やサービスを安定的に次世代に引き継ぐことは、我が国のサプライチェーン(部品の供給網)を維持するためにも不可欠です。このため、提言では改めて本格的な事業承継税制の創設を求めました。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の井伊重之がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

デフレからインフレに転じた日本経済の構造改革

日本経済は1990年代から続いた長期デフレからようやく脱し、インフレ傾向を示しています。足元では需要が不足する状態から供給が不足する供給制約の動きが強まり、経済構造の転換が求められています。特に新型コロナ禍以降、景気は着実に改善を果たしており、実質・名目ともGDP（国内総生産）の回復が継続しています。また、今年に入って中東情勢が緊迫化したことで世界的な燃料価格が一段と上昇し、一部の石油関連製品では大幅な値上がりを見せていますが、全体的な消費者物価は概ね2%を超える水準で推移しています。

こうした経済環境の中で令和9年度税制改正提言では、政府・与党の経済・財政運営が転換する必要があることを訴えました。デフレ経済の中では需要不足に対応して需要を喚起する政策が中心に展開されてきましたが、最近の供給制約の中では企業の設備投資を通じて供給力を向上させることが重要になっています。高市早苗政権が「強い国づくり」に向け、2040年度までに官民で総額370兆円超を成長分野に投資する「日本成長戦略」（資料Ⅰ参照）を打ち出したのも、企業の投資不足を解消し、我が国の未来に向けた成長基盤を強化するためです。

これまで日本ではデフレが進行する中で、日本企業の国内投資は抑制的過ぎると指摘されてきました。政府の投資を呼び水として企業の投資を引き出し、従業員の賃上げも着実に行なうことが「経済の好循環」の実現につながるはずです。ただ、公的な投資は複数年度にわたる予算化を検討しており、非効率な投資も継続されやすい環境となります。このため、提言では本当に成長する産業分野に対する投資を慎重に見極め、官と民の役割分担も整理すべきであることを訴えました。

給付付き税額控除と消費税減税を国民会議で議論

高市首相が率いる自民党は、今年2月の衆院選の公約として「給付付き税額控除」と飲食料品に対する消費税減税を盛り込み

ました。物価高が続く中での中低所得者の家計支援として、給付付き税額控除を導入し、それが導入されるまでのつなぎ措置として飲食料品にかかる消費税を現在の８％から２年間限定でゼロ％に引き下げる内容でした。高市首相は衆院選後、給付付き税額控除と消費税問題を与野党で協議する場として「社会保障国民会議」を設けました。給付付き税額控除の制度設計には所得を把握する必要があるため、制度設計に時間がかかるとして所得に連動した給付措置を先行して導入することが決まりました。

ただ、消費税率をゼロに引き下げるには店頭のレジシステムを改修する必要があるため、それには１年程度の時間がかかるとして、自民党は半年程度で改修が可能な税率１％に設定することを主張し、残り１％分は給付措置を講じるとしましたが、野党側は消費税減税そのものに反対して国民会議では意見集約ができませんでした。この結果、政府・与党は来年４月から２年間に限り、飲食料品に対する消費税率を１％とし、その後は所得連動型給付を導入する方針を閣議決定しました（資料Ⅱ参照）。

しかし、消費税は急速に進む少子高齢化で今後、確実に増加が見込まれる社会保障の財源に充てられており、法人会としては社会保障を揺るがす恐れがある消費税減税には慎重な検討を求めています。そして今回の提言でも減税に対して改めて慎重な対応を訴えました。まずは減税を予定通りに２年で終わらせた後、精緻な給付付き税額控除の導入を図るべきです。そのためには今から具体的な制度設計を急ぐ必要があります。

飲食料品への消費税減税に残された多くの課題

来年４月から実施する飲食料品の消費税減税は、最終的に高市首相が主導して決定しました。この減税が決まるまでには自民党内にも慎重論がありましたが、高市首相は「自民党が選挙公約として掲げた」として異論を封じた格好です。もちろん選挙公約は重要ですが、総選挙後にイラン情勢が緊迫化し、世界的に燃料価格が上昇して物価高が進行するなど、経済環境は大きく変化しました。こうした中では生活に困窮している世帯に現金給付する方が即効性は期待できます。それを「選挙公約で訴えた」という理由で一律の減税に踏み切るのは、現下の物価高対策として果たし

て効果的なのでしょうか。

消費税減税に伴って打撃を受ける事業者や地方への配慮も欠かせません。すでに政府・与党は外食産業や農家、そして小規模事業者などへの対策を講じる方針を示していますが、どこまで実効的な対策が打ち出せるかは不透明です。また、飲食料品にかかる消費税が8%から1%に引き下げられることで、国全体では4.3兆円の減収となり、このうち地方では1.6兆円の減収が見込まれています。政府はこの減収分を特例交付金で補填する方向で検討していますが、そうした様々な対策に充てる費用の財源も考慮する必要があります。

何よりも今回の減税に関しては、その効果は未知数と言えます。実際に飲食料品にかかる消費税率が1%に下がっても、小売価格が減税相当分だけ安くなる保証がないからです。特にコスト増に直面している小売店などは、小売価格への転嫁を急いでいます。そうした中でどこまで店頭価格が安くなるかは不明です。高市首相は記者会見で「私の責任で減税は2年で終わらせる」と強調しました。減税終了で大幅な増税になると受け止める国民も多いと予想されますが、そうした困難な情勢の中でも減税を当初予定の2年で終了させることは、日本の財政に対する金融市場の信認を確保するためにも重要です。

「骨太の方針」から消えた財政健全化と新たな目標

政府は来年度予算の編成方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）で、財政健全化目標を大きく変更しました。従来目標は、国債費を除く毎年度の収支を黒字化する基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化を掲げてきました。これに対し、高市政権が今年6月に閣議決定した骨太の方針では、「財政健全化」という文言が消え、新たな財政再建目標としてPB黒字化ではなく、国・地方の総債務残高を国内総生産（GDP）比で安定的に引き下げる方針が示されました。1年ごとの収支を見るのではなく、複数年度でGDPと比べた債務残高の割合を下げていく方針に転換しました（資料Ⅲ参照）。

高市政権は成長戦略で高い経済成長を実現すれば、積極的な公的投資等で債務総額が増えても、対GDP比では安定的に引き下

げることが可能と見ており、P Bはあくまでも一定の管理指標にとどめる考えです。確かに欧州でも債務総額をG D P比で管理する手法が採用されていますが、やはり毎年度の収支を精査することも重要です。例えばマイナス成長が続く不況期に入れば、毎年度の歳出は削減できず、景気刺激を求めて歳出増圧力は高まる可能性があります。やはり年度ごとのP Bの黒字化も1つの財政再建目標として位置付ける必要があります。

さらに骨太の方針では、日本成長戦略に盛り込んだ370兆円の官民投資を実現するため、政府の予算要求のあり方についても変更しました。これまでは各省庁とも一定のシーリング（概算要求基準）に基づいて予算を要求してきましたが、成長戦略や経済安全保障に関する予算は要求上限が撤廃されました。予算全体にメリハリをつけることは重要ですが、こうした要求方式は予算全体が膨らむ恐れも指摘されています。提言では無駄な予算が膨張しないように歳出全体を監視するように求めました。

長期金利の上昇を招いた「骨太ショック」

高市政権は骨太の方針で財政健全化の目標を変更し、予算要求のあり方も見直しました。デフレからインフレに転換する中で、日本経済の長期停滞を打破するために民間投資を促す方向は理解できますが、一方で金融市場の動向にも配慮が必要です。今回の骨太の方針の原案が示された際には、大規模投資で政府の財政規律が失われる懸念に加え、政府が日銀の金融政策を牽制したとも受け止められ、7月上旬には長期金利が約30年ぶりに3%近くまで急上昇しました。これは「骨太ショック」と呼ばれ、政府・日銀の動きに金融市場が動揺したのが原因とされています。

金融市場の混乱は、日本経済の回復の障害になりかねません。特にこれからの日本は社会保障費だけでなく、防衛力の強化に向けて防衛費の増加も求められます。これに成長戦略に沿った公的な投資も加われば、大きな財政需要が発生します。このため、今回の提言では政府・日銀が緊密に連携し、金融市場の信認を得る政策の重要性を訴えました。

長期金利が上昇すれば、過去に発行した国債の利払い費も増大します。財務省の試算では2035年度に金利が想定よりも1%

上振れした場合、利払い費は30年度に28.8兆円、そして35年度には45.2兆円に達すると見ています（資料Ⅳ参照）。これは26年度の利払い費（13兆円）の3.5倍に相当する水準です。インフレによって税収も増えることにはなりますが、金利が想定以上に騰がれば、利払い費が税収の伸びを上回る事態も見込まれています。すでに利払い費はここ数年で大きく増えており、こうした増加が続けば、予算編成にも影響を与えかねません。それだけに提言では金利上昇に伴うリスクを指摘し、長期金利の急騰を招かない財政・金融政策を求めました。

社会保険の適用拡大で中小企業に重い負担

少子高齢化が進む中で、26年度の年金と医療、福祉・介護などに充てられる社会保障給付費は総額で約144兆円に達する見込みです。これはGDPの2割を上回る水準です。社会保障給付費のうち年金は63.7兆円、医療で44.6兆円、そして福祉や介護は35.8兆円となる見通しです。社会保障給付費は国民が支払う社会保険料が6割、公費が4割を占めていますが、最近では社会保険料の伸びが大きくなっています。そして社会保険料の負担の内訳を見ると、被保険者が44.8兆円を拠出しているのに対し、事業主も39.7兆円を負担しています（資料Ⅴ参照）。

最近は従業員に対する着実な賃上げが求められており、中小企業を含めてここ数年、賃上げは着実に進んでいます。しかしながら賃上げした分だけ、事業主にとって社会保険料の負担も増えているのが実情です。特に社会保険の適用対象が広がり、今年10月には賃金要件が撤廃され、企業規模要件も段階的に撤廃される方向です。こうした適用拡大は中小企業にとって影響が大きいいため、政府は激変緩和措置で時限的な支援強化を打ち出していますが、提言では安定的な支援制度の創設を求めました。

政府は「骨太の方針2026」で、相対的に社会保険料の負担が重い現役世代に対し、「27年度が25年度と比較して上昇しないよう取り組む」と明記し、社会保険料の負担軽減を打ち出した。社会保険料の負担目標の設定も検討することにしていきます。また、70歳以上の高齢者が支払う医療費の窓口負担についても見直し、現役世代と同じ3割負担への引き上げも検討する方針で

す。負担能力がある高齢者に対しては、現役世代と同水準の負担を求める方向で検討が進められる見込みです。こうした社会保障制度について提言では、社会保障国民会議で与野党が議論し、実効的な改革に取り組むように訴えました。

少子高齢化で増大する社会保障給付の将来推計

厚生労働省が2018年にまとめた社会保障給付の将来推計によると、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年度における社会保障給付は、総額で190兆円にまで増大すると見込まれています（資料Ⅵ参照）。これは2026年度の見込みよりも約46兆円も多い水準です。年金、医療、福祉・介護の各項目とも増加する見通しですが、なかでも医療費は医療技術の発達で急増すると試算されています。

中小企業の従業員とその家族が加入する協会けんぽの場合、2000年の保険料率は22.7%（これを労使で折半）でしたが、25年には29.9%と大きく上昇しています。そして厚労省の将来推計によると、40年度にはさらに32.6%（同）にまで上がる見通しです。被保険者、事業主とも確実に社会保険料負担が重くなっている中で、社会保障給付の増加が顕著な医療費の伸びの抑制は大きな課題と言えます。このため、今回の提言では効率的な社会保障サービスの提供を求めました。

また、大手企業の社員らが加入する健保組合の26年度の保険料率は平均9.32%となりました。過去最高だった25年度からはわずかながら下がったものの、なお高い水準で推移しています。健保組合の7割が赤字を計上しており、特に高齢者医療の費用負担が重くなっていて、健保組合連合会では「高齢者支援金の負担が爆発的に増えることを懸念している」と見えています。

医療保険に上乗せされる「子ども・子育て支援金」

今年5月から医療保険に上乗せする「子ども・子育て支援金」の徴収が始まった。これは児童手当の拡充などに充てられるもので、岸田文雄政権が23年末に国・地方を合わせて28年度時点で年3.6兆円を少子化対策に充てるとした「こども未来戦略」

に盛り込まれました。これに必要な財源のうち、医療保険に上乗せして徴収する支援金制度として、段階的に1兆円を賄うことにしています。児童手当での所得制限の撤廃など、子育て世帯を幅広く支援するための制度ですが、独身世帯や子育てを終えた人、高齢者も負担することになるため、支援制度の恩恵を受けない人たちからは「独身税」との批判も噴出しています。

こども家庭庁が昨年末に個人の負担額を試算したところ、26年度は会社員や公務員などが加入する被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）全体では、被保険者1人あたりの平均負担月額が約500円となりました。また、自営業者らが加入する市町村の国民健康保険は1世帯あたり約300円、主に75歳以上が対象の後期高齢者医療制度では被保険者1人あたり約200円の負担となる見込みです。実際の徴収額は大きいとは言えませんが、社会保険における新たな負担となるのは確かです（資料Ⅶ）。

社会保険料における負担は、受益と一体となっている仕組みであるはずです。しかし、こども・子育て支援金は医療保険に上乗せ徴収され、受益が及ばずに負担だけを求められる人もいる制度です。本来ならばこうした子育て支援は、社会保障として広く負担する消費税で賄うべきものです。ところが消費税増税は国民の反発が強いため、給料や年金などから天引きされる社会保険料に上乗せして徴収されています。こうした制度に対して提言では、社会保険料を子育て支援に充てる「実質的な隠れ増税」とであると指摘しました。

会計検査院は基金の杜撰な運営に改善を要求

会計検査院の調査によると、国庫補助金を主な原資として独立行政法人や都道府県などに設置された318基金に対し、2019～23年度の5年間で合計34兆6,879億円が交付されていたことが判明しました。このうち23年度末時点で254基金の残高は20兆4,157億円にのぼり、基金の規模が拡大する中で杜撰な運営も確認されたため、同院は基金を所管する各省庁に改善を要求しました。新型コロナウイルス禍に対応し、大型基金の創設が相次ぎましたが、コロナ禍が収束した後も物価高対策などの名目で存続している基金も多く、必要性を十分に検討しな

いまま、補正予算でさらに基金の金額を積み増す動きも見られたと報告しています。

また、調査した基金の中で全体の3割弱に相当する49基金は、支出額が年間計画の半分以下にとどまっていたことも分かりました。うち36基金は年間計画の4分の1以下の低い水準となるなど、基金を存続させる必要性に疑問を投げかけています。政府は24年度に基金の事業期間を原則10年以内とする基準を設けましたが、余剰分を国庫に返納する規定を設けていない基金もあるなど、資金管理にも問題があると提起しています。こうした基金は国会などによる監視の目が届きにくいいため、透明なルールづくりが欠かせません。

高市政権は日本成長戦略で将来性が見込める17の産業分野に対し、官民で総額370兆円超の投資を促す方針を打ち出しています。そこでは柔軟な予算措置を可能にするため、政府の基金に関する投資ルールを緩和する構えも示しています。ただ、基金は一度創設されると、事業運営が不透明でも漫然と存続する恐れがあると指摘されています。我が国の将来の成長基盤を構築するために積極的な官民投資は重要ですが、杜撰な基金運営を排するため、事業の適否や実効性、そして組織運営の規律を明確化することは必須です。このため、提言では成長戦略に対する歳出の効果なども検証するように求めました。

マイナンバー制度の意義と今後の課題について

国民すべてに12桁の固有番号を割り振るマイナンバー制度は、これからのデジタル社会のインフラとして国民の利便性向上と行政の効率化を推進し、公平・公正な社会を実現するための重要な基盤と位置付けられています。マイナンバー制度における行政機関同士の情報連携により、各種の行政手続きにおける添付書類の省略化やワンストップサービスなどが可能となります。政府は行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて行政事務の効率化やコスト削減などに取り組む方針を示しています。提言ではマイナンバー制度の意義の周知徹底を図り、マイナンバーカードの普及に努めるように求めました。

今年7月末現在における国民のマイナンバーカードの保有率は

84%に達していて、政府のマイナポイント付与などの政策によって保有はかなり進んでいると言えます。すでに引越しの届け出やパスポート更新のオンライン申請などに加え、マイナポータルで医療費や年金・税金の情報などを確認することもできます。また、e-Taxとの連携で確定申告の迅速化にもつながります。しかし、従来の健康保険証の新規発行を終了し、マイナカードと一体にしたマイナ保険証の利用は、6月時点でも約70%にとどまっており、まだ課題も残っています。特に高齢者にとってはマイナカード更新の手続きなどで分かりにくさも指摘されています。使い勝手を高める取り組みが今後も欠かせません。

社会保障国民会議はいま、給付付き税額控除の制度設計を進めています。政府は国民に対して任意でマイナンバーと公金受け取り口座の紐付けを求めています、まだ義務化はしていません。ですが、本格的な給付付き税額控除を導入するためには、国民の所得や資産を正しく把握し、本当に所得が少ない人を支援対象にする必要があります。そのためにはマイナンバーを公金受け取り口座だけでなく、銀行口座と紐付けるなどの取り組みも検討する必要がありますでしょう。こうした観点も提言に盛り込みました。ただ、国民の間には個人情報漏洩などを巡ってマイナンバーに対する不安もあります。そうした不安を解消することも同時に進めなければなりません。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

原材料高と賃上げで厳しい経営状況が続く中小企業

イラン情勢の緊迫化に伴う原材料高に見舞われている中小企業は厳しい経営環境に置かれています。世界的な燃料高と石油関連製品の値上がりに加え、円安の進行で中小企業はコスト高に直撃されており、価格転嫁が大きな課題となっています。中小企業庁がまとめた中小企業の価格交渉と価格転嫁の動向調査によると、今年3月時点の価格転嫁率は54.2%にとどまり、「全く転嫁できていない」とする回答も16%ありました(資料Ⅷ参照)。今春以降のイラン情勢の緊迫化と円安進行で原材料費はさらに上昇傾向を示しており、今回の提言では価格転嫁の重要性を改めて訴えました。

今年1月には下請法を全面改定した「中小受託取引適正化法」(取適法)が施行されました。商工組合中央金庫(商工中金)の調査では、同法の施行で中小企業は、大手企業との価格交渉がやりやすくなると期待しています。公正取引委員会は「下請けいじめ」の排除に向けて摘発を強めており、中小企業庁と合同で中小企業からの情報提供の受け付け体制の強化も進めています。実際、公取委が不当な取引の是正を促すために出した勧告件数は25年度で39件にのぼり、2年前の3倍の水準まで増えています。

さらに中小企業庁は、今年から国や地方が公共工事や物品調達する場合の「買ったたき」の防止に向けた調査も新たに始める予定です。これは中小企業14万社に調査票を送り、厳しい値引きなどを求める省庁や地方自治体はその名前を公表して注意喚起する内容です。こうして従来の取引慣行を是正して適正な価格転嫁を促すことは、高市首相が目指す強い国づくりにもつながるはずです。

「防衛的賃上げ」が6割に達する中小企業の苦境

日本商工会議所が6月にまとめた中小企業の賃金改定調査によると、今年の賃上げ率は平均で4.01%(月額1万1,366円)を記録し、高い水準での賃上げが中小企業の間でも定着してきたことをうかがわせています。また、5%を超える水準での賃上げを実施した中小企業も全体の25%を超えていて、特に都市

部に本社を置く中小企業の賃上げ率が高くなる傾向が続いています。しかし、この調査によると、従業員20人以下の小規模企業の賃上げ率は3.38%(月額9,170円)と中小企業の平均を下回っています。一方で大手企業の賃上げ率は5.37%と3年連続で5%を超える極めて高い賃上げが続いており、大手企業と中小企業の賃上げ格差が拡大しています。

また、この調査では業績の改善が見られないのに賃金水準を引き上げる「防衛的賃上げ」を実施する中小企業が6割に達しています(資料Ⅸ参照)。従業員の他社への流出を防ぎ、優秀な人材を確保するために中小企業も賃上げを迫られているのが実態です。そうした中小企業が着実に賃上げするには、賃上げを実行する原資の確保が何よりも求められています。そのためには原材料費や人件費の高騰などのコストを製品やサービスなどの価格に対して適正に転嫁する必要があります。

しかし、中小企業の稼ぐ力は伸びていません。6月の日銀短観によると25年度の売上高経常利益率は大手企業で円安の進行もあって10.42%と2ケタ増を記録しましたが、中小企業は4.69%と大手企業の半分弱にとどまっています。こうした面からも大手企業と中小企業の不公正な取引慣行などを是正し、大手企業に対して中小企業などによる価格転嫁を幅広く認める取り組みを官民で推進することが求められています。

政府は中小企業の法人税軽減の見直しを検討

政府は来年4月から飲食料品に対する消費税率を1%に引き下げの方針ですが、そうした減税や成長戦略に伴う財源確保の一環として、政策効果の乏しい減税や補助金の廃止に向けた「日本版DOGE(ドージ)」で改革を進めています。ただ、各省庁に自主的な点検を求めたところ、結果的に廃止を容認したのは「企業の事業再編にかかる登録免許税の軽減」の1件だけでした。これは制度創設以来、利用実績が一度もありませんでした。もちろん政策効果が見込めない減税や補助金は行政の効率化や歳出削減のために廃止・縮小する必要がありますが、具体的な廃止対象の決定はその政策効果や影響なども考慮しなければなりません。

特に懸念されるのは、資本金1億円以下の中小企業に適用され

ている法人税率の軽減措置です。この措置は所得金額のうち、800万円以下の部分の法人税率を本則の19%から15%に特例で引き下げる内容です。リーマン・ショックによる金融不況を受けて時限的に軽減措置が始まり、その後、何度か延長されてきています。経済産業省によると24年度には約111万社がこの制度を利用し、適用額は約4.7兆円、減税額は1,885億円にのぼっています。軽減措置そのものは26年度末が期限となっているため、今回の提言では中小企業の厳しい経営環境に考慮して15%の特例措置を本則化するように訴え、それができない場合は現行の措置を延長するように求めました。

しかしながら与党内には「中小企業の成長にどこまで寄与したかは不透明である」などとして、この軽減措置の廃止や見直しを求める意見が出ています。これに対し、経産省では中小企業の労働生産性を26年度からの5年間で15%高めることを目標にして「メリハリをつけて見直す」としています。ただ、厳しい適用条件などを設けて軽減措置が受けられなくなれば、地域の雇用を支える中小企業に深刻な打撃を与えかねません。政府・与党は中小企業が日本経済に果たしている役割を考え、軽減措置の見直しには慎重な対応が欠かせません。

中小企業向けの賃上げ促進税制は今後も存続を

賃上げした企業を税制面で優遇する賃上げ促進税制は今、大きな過渡期を迎えています。政府・与党はここ数年、産業界に対して物価上昇を上回る着実な賃上げを求めてきました。そして条件を満たす賃上げ水準を達成した企業は、法人税から一定割合を控除されるのが賃上げ促進税制の仕組みです。ただ、最近の大手企業は高い水準での賃上げが続いており、産業界に賃上げを促してきた同税制の役割は終わったとの見方が強まっています。すでに減税の控除率が段階的に縮小され、適用条件の賃上げ条件も厳格化されるなど縮小されていましたが、ついに今年3月末には資本金額が1億円を超える大手企業を対象とした賃上げ促進税制は廃止されました。

そして常時雇用する従業員が2,000人以上の中堅企業向けの賃上げ促進税制も来年3月末での廃止が決まっています。減税

の控除率も縮小されて適用条件も厳しくなりました。一定規模以上の大手・中堅企業は独自に賃上げに向けた取り組みを加速しており、もはや税制優遇で支援する必要性は低いとの政策判断と言えます。また、こうした優遇税制が成長分野への労働移動を阻害しているとの批判が出ていたほか、減税規模もピーク時の24年度には9,560億円に達して税収に与える影響が大きくなっているというのが廃止を決めた理由でした。

これに対し、経営環境が厳しい中小企業は、人手不足感が強いために業績が回復していなくても賃金水準を引き上げる「防衛的な賃上げ」を迫られているとして、政府・与党は賃上げ促進税制を存続させる判断を下しました。ただ、教育訓練費に対する上乗せ給付は廃止され、控除率も45%から35%に引き下げられました。政府・与党内では租税特別措置や補助金を削減する動きが見られますが、業績の回復が遅れている中小企業の賃上げを政府として積極的に後押しするためにも、提言では賃上げ促進税制を今後も存続させたいうえで適用要件の緩和などを求めました。

地域支える担い手の中小企業を次代に引き継ぐには

民間信用調査機関の東京商工リサーチの「後継者不在率調査」（2025年版）によると、中小企業で後継者が不在の割合は62.6%と前年よりも0.45ポイント上昇しました。急速に進む高齢化を背景にして、企業経営者の年齢は60歳代が最も多くて49.1%と半分を占めているほか、80歳代以上も24.97%と全体の4分の1に達しています（資料X参照）。代表者が高齢で後継者が不在の場合、新規の人材採用や長期の事業計画にもとづく設備投資に踏み切れず、大胆な事業転換も難しいと指摘されています。後継者が不在のために経営は黒字でも廃業や清算に踏み切る企業が増えているのが実態です。

地域経済や雇用の担い手である中小企業を円滑に次世代に引き継ぐためにも事業承継は極めて重要です。事業承継ができずに地域の中小企業が廃業してしまえば、その地域における雇用だけでなく、独自の商品やサービスが失われ、サプライチェーンも維持できなくなる恐れがあります。高市政権がまとめた日本成長戦略でも「地域経済の活性化を促すには強い中小企業の存在が必要

だ」と訴えています。強い日本と経済をつくるためにも、地域の中小企業が円滑に事業を承継していくことが重要です。

このため、提言では事業用資産を一般資産と切り離し、一定の条件下で事業用資産の評価減を認める欧州並みの制度を創設するように求めました。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置の期限が近づく中で、特例措置を延長したり、あるいは一般措置に戻った場合でもその適用要件を大幅に緩和したりするように求めました。政府・与党は後継者の不在率が依然として高い水準で推移している事態を厳しく認識し、中小企業の事業承継支援に全力を挙げる必要があります。

非上場株式の評価変更は事業承継税制と一体で

国税庁の有識者会議が取引相場のない非上場株式を巡り、相続税評価の見直し作業を進めています。これは会計検査院が「類似業種比準方式」やその併用方式による評価額が、「純資産価額方式」による評価額に比べて低く算定される傾向にあり、規模の異なる会社間で評価額に大きな乖離が生じていると指摘しました。これを受けて国税庁は今年4月に有識者会議を設置して評価方式の見直しに向けた検討を始めました。ただ、どのような形式で評価を見直す場合でも、非上場株式は上場株式とは異なり、換金性に乏しいなどの特性があるため、提言ではそうした点に配慮して総合的な評価を求めました。

この有識者会議では評価の乖離を解消するため、「純資産価額方式」による評価の統一を求める意見が出ていますが、中小企業の円滑な事業承継を考える場合、企業の解散価値である純資産価額方式に統一するのは適当ではないとの指摘があります。事業を継続する企業としての実態なども考慮する必要があるとの見方です。せっかく未上場の中小企業が事業を拡大しても、その株式の評価が上がれば、後継者が多額の相続税負担を強いられ、事業承継を断念するケースも考えられます。これでは円滑な事業承継を促すことはできません。

その意味では、これまで類似業種比準方式による評価は中小企業の円滑な事業承継に配慮し、株価が下がるように見直されてきた経緯も重視する必要があります。これは単なる株式評価だけで

はなく、中小企業の事業承継を下支えする役割も担ってきたと言えるでしょう。このため、事業の継承を前提とした非上場株式の評価の見直しは慎重な検討が求められます。もちろん租税回避を目的とした株式評価の意図的な引き下げには厳正に対処しなければなりません。非上場株式の評価方法の見直しは事業承継税制と一体で幅広く検討すべき課題と言えます。

小規模事業者向けにインボイス特例は存続を

消費税の税率ごとに区分した税率や消費税額、事業者の登録番号を記載するインボイス（適格請求書）は、2023年に制度導入されました。売り手が仕入れの際に支払った税額分を差し引く仕入れ税額控除を利用するには、仕入れ先からインボイスを受け取る必要があります。しかし、売上高が年1,000万円以下で、課税事業者に登録していない免税事業者はインボイスを発行できないため、仕入れ先が免税事業者にとどまった場合、インボイスの発行を求める取引先が取引を打ち切る懸念があります。インボイス特例とはこうした免税事業者が取引から排除されるのを防止するのが目的です。

インボイスを発行しない免税事業者から仕入れた場合、消費税の控除率を8割としてきましたが、それが今年10月から2年間は7割に変更されました。もともとは10月からは控除率を5割に引き下げる予定でしたが、負担軽減を求める要望を受けて政府・与党が控除率の縮小幅を小さくしました。また、消費税の納付を始めた小規模事業者のための特例は、個人事業主に限って2年延長され、売上税額に対する納税額は2割から3割となりました。今回の提言では、零細事業者などが取引から排除されないような特例などの仕組みの存続を求めました。

高市早苗政権は来年4月から飲食料品に対する消費税率を8%から1%に引き下げる予定です。法人会は複数税率を巡る事務の繁雑さなどを訴え、単一税率が望ましいと訴えてきました。特に今回の消費税減税は2年間の時限的な措置としています。しかし、税率の変更でインボイスの記載内容も変更する必要があり、中小企業の事務負担はさらに増えます。人手不足が深刻化する中で事務負担の軽減につながる制度の構築が欠かせません。

Ⅲ. 地方のあり方

「骨太の方針」から消えた「東京一極集中の是正」

今年7月に高市政権が閣議決定した「骨太の方針2026」では、2014年度から使われてきた「東京一極集中の是正」という文言が姿を消しました。これは安倍晋三政権が進めた地方創生の一環として、人口や資金が東京一極に集中する構図から脱し、地方に元気を与えることで地域活性化を目指したものでした。しかし、新型コロナ禍を経ても東京一極集中の構図は変わっていません。このため、政府では都会から地方への移住などを進める従来の地方創生を深化させ、都会に住む人が地方との往来を増やし、「2拠点居住」などを推進する方針を掲げました。都会から地方に交流する人口を増やすという方向を打ち出しました。

ただ、東京一極集中の是正という文言が骨太の方針から消えても、東京に人口や資金が流入する構図を転換する必要性に変わりはありません。特に税収を巡っては東京と地方の格差は拡大しています。これに伴って東京では子育て関連費が増加し、神奈川や千葉、埼玉の隣接県とのサービス格差が広がっています。全国知事会では東京の税源を全国に移譲するように求めています。これまでも東京の税収を地方に配分する仕組みが導入されてきました。これまでの取り組みを十分に精査し、新たな再配分の仕組みを考える必要があります。

何よりも今後は、地方で人口減少が加速し、インフラ老朽化や介護などに対応する専門職員の不足に悩まされる事態も想定されます。災害対応を含めて隣接する地域が連携し、地方自治体が担う行政サービスを共同で運営するなどの取り組みも求められます。また、これまでは市町村が担当していた行政事務の手続きに関しても、都道府県が集約して一元的に対応するなどの検討も進んでいます。人口減少に伴って新たな地方自治の姿が問われていると言えます。

産業集積を通じて地方活性化を目指す「地域未来戦略」

高市政権は、国と地方が協力して地域の特性に応じた戦略産業クラスター（集積）の形成を目指す「地域未来戦略」を決定しました。2040年度までに17の産業分野に官民で総額370兆円超の投資を促す日本成長戦略と連動し、各地域への具体的な投

資を促すことで地方活性化を目指すものです。すでに半導体産業では台湾のT S M Cが進出した熊本県や先進的な国産半導体の開発・生産を計画している北海道などでは周辺産業の集積が進みつつあり、これを有機的に活用して新たな産業振興や雇用の受け皿づくりを進めることにしています（資料Ⅺ参照）。

地域未来戦略によると、産業集積の計画は①都道府県域をまたぐ「戦略産業」②都道府県単位の「地域産業」③市区町村を中心とした「地場産業」一の3類型別に作り上げることにしています。これまで政府が進めてきた地方創生と今回の成長戦略を連動させながら、地方から日本を元気にする取り組みと言えます。高市首相はこれに関連した予算は別枠で確保するとしており、地方にも関連予算を配分するとしています。地方自治体や事業者が今後の投資などを計画しやすいようにするためです。提言では実効性のある事業の推進を求めました。

さらに地域未来戦略では地方の人口減少問題などに対応し、地方で鉄道やバスなどの公共交通の整備が行き届かない「交通空白」を2030年までに解消する目標も検討されています。特に過疎地域などでは鉄道網の維持が困難になっており、高齢者の移動手段の確保が社会的な課題になっています。自治体と事業者が連携し、地域の乗り合いバスやタクシーなど多様な移動手段を確保する必要があります。

消費税減税に伴う地方税収の減少は交付金で補填

総務省がまとめた2025年度の都道府県と市区町村の税収（速報値）は50兆円に達しました。これは24年度に比べて2.5兆円増加し、5年連続で過去最高を更新しました。企業の業績が好転したほか、賃上げの動きも広がって個人住民税が伸びたことが影響しました。もともと25年度の地方財政計画では税収増は0.2兆円を見込んでいたが、企業業績の回復が税収は大幅に伸びた格好です。これに伴って地方の財源不足の穴埋めに充てる臨時財政対策債（臨財債）の発行額も24年度に続き、25年度もゼロとなりました。赤字地方債とも呼ばれる臨財債の新規発行がなくなるのは、地方財政の健全化が着実に進展している証左と言えます。国の財政事情は依然として悪化していますが、地方は借

入金残高も着実に減少しています。

しかし、高市政権が来年４月から実施予定の飲食料品に対する消費税率を１％に減税するのに伴い、国全体では４．３兆円の減収が見込まれています。このうち地方では地方消費税収と地方交付税の減少で約１．６兆円の減収となる見通しです。全国知事会では、消費税減税による地方の減収分を確実に措置するように国に求めています。高市政権も地方特例交付金などを活用して地方の減収分を補填し、地方財政への影響を抑える方針です。

政府は食品の消費税減税と併せて２７年度から中低所得の勤労者向けに所得に連動した給付制度を始める予定です。消費税率１％相当分の年６，０００億円ほどを原資に先行給付し、２９年度に本格的に導入することにしてはいますが、この新たな給付制度に関しては地方にも一定の財政負担を求める意向です。この給付制度は地方に対して事務負担を求める可能性もあり、国と地方は緊密に連携する必要があります。

ふるさと納税は不断の見直しが不可欠

２０２５年度のふるさと納税の寄付額は、前年度から４．６％増えて１兆３，３１４億円になりました（資料Ⅹ参照）。これで寄付額は６年連続で過去最高を記録しましたが、昨年１０月に仲介サイトによるポイント付与が禁止されたことで、寄付額の伸びは低くなりました。ふるさと納税の拡大に伴い、仲介サイトに支払う自治体の手数料も増え続け、２５年度は約１，４９０億円にのぼりました。これは寄付額全体の１割以上を占める水準です。寄付をなるべく自治体自身の収入にするため、提言では手数料の引き下げなど不断の制度見直しに取り組むように求めました。

会計検査院の調べによると、ふるさと納税によって全国の自治体の歳入に８６３億円のマイナス効果が生じたことが分かりました。寄付額が１兆２，７２７億円だった２４年度のふるさと納税を精査すると、寄付者の居住自治体が控除した住民税の総額（７，６８８億円）と仲介サイト手数料や返礼品などの経費（５，９０１億円）を差し引くと８６３億円のマイナスでした。これでは仲介サイトばかりが手数料で儲けていることとなります。また、最近では外部に住民税が流出しているため、都市部の

自治体が対抗措置でふるさと納税を始める事例も見られ、過度な返礼品競争を排除する仕組みも求められます。

「故郷を応援する」として始まったふるさと納税ですが、寄付額が拡大するのに伴い、今では官製カタログギフトの様相すら呈しています。そもそも地方税は住民サービスの原資となっており、いわば居住自治体に対する自治会費のような位置づけです。そうした住民税を他の自治体に寄付すれば、居住自治体の住民サービスが低下する恐れもあります。ふるさと納税は制度本来の趣旨に立ち返る必要があるのではないのでしょうか。

Ⅳ．自然災害への対応

中小企業のBCP策定でサプライチェーンの維持を

東日本大震災の発生から15年が経過し、被災地の復興はハード面ではほぼ終了しました。政府は26年度からの5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付け、地元のなりわい支援など産業振興に力点を移しています。被災地支援では40兆円以上が投入され、その半分以上がハード面の整備に使われてきました。今後は教育拠点の整備や産業振興など、自律的な地域づくりに向けた多面的なソフト面での整備が重要になってきます。そうした中では被災地支援としての実効性を見極め、より効果的な支援に重点を移す必要があります。

また、我が国では大規模地震や大型台風、豪雨など自然災害が頻発しています。令和8年熊本地震や能登半島地震などでは大きな被害が発生し、被災者に寄り添ったきめ細かな支援が求められています。被災地向けの復興支援も元の状態に戻す原状回復だけでなく、その後の地域振興に向けたなりわい支援なども求められています。これまでの災害復旧の経験を生かし、多角的な支援体制の構築が欠かせません。今年11月に発足する防災庁に被災地の支援の権限とノウハウを集中し、効率的に安心・安全な国土づくりに取り組むことが重要です。

我が国では南海トラフ地震や首都直下地震など大規模な地震発生も予想されています。そうした中では災害が発生しても、企業が事業を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定が求めら

れています。とくに地域におけるサプライチェーンを支える中小企業にとって、大規模な災害が起きても事業を安定して継続できる体制を構築することは、その後の会社存続にとっても欠かせません。ただ、大手企業に比べて中小・中堅企業のBCP策定は遅れているのが現状です。このため、今回の提言では政府や自治体は中小企業がBCPを策定し、大規模な災害に備える体制づくりを税財政面で支援することを求めました。

V. その他

中小企業に配慮した地球温暖化対策の検討を

政府は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向け、30年度の排出量を13年度比で46%削減する目標を対外的に公約しています。その上で政府は昨年2月、35年度に同60%減、40年度には同73%減とする新たな削減目標も追加で打ち出しました。こうした削減目標を達成するには、中小企業を含めて日本の産業界全体で脱炭素化に向けた取り組みを加速する必要があります。

しかしながら政府は、物価高対策としてガソリン補助を長期にわたって継続しています。主要先進国では新型コロナウイルス禍を受け、家計支援の一環としてガソリン補助を始めましたが、コロナ禍の収束とともに補助を打ち切っています。ガソリン価格が高騰すれば、市場原理で自然と需要は低下していくはずです。今後のガソリン補助は一律ではなく、本当に支援が必要な対象に絞った補助に切り替えることが重要です。それが化石燃料の使用削減を通じた地球環境保護にもつながるはずです。

今年4月には大量の温室効果ガスを排出する大手企業を対象にして「排出量取引制度」も導入されました。これに伴って取引先の中小企業などにも一定の排出削減を求める動きが広がっていますが、重油からガスなどへのエネルギー転換には多額の費用がかかります。このため、提言ではそうした費用を誰がどのように負担するのかなど、幅広い検討を求めました。

《参考資料》

- I. 日本成長戦略概要
- II. 給付付き税額控除のイメージ
- III. 国・地方の公債等残高対GDP比の変化の要因分解
- IV. 金利上昇による利払い費への影響
- V. 社会保障の給付と負担の現状
- VI. 社会保障給付費の見通し
- VII. 子ども・子育て支援金に関する試算
- VIII. 中小企業庁の「価格交渉促進月間 フォローアップ調査結果」
- IX. 日本商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」
- X. 東京商工リサーチの「後継者不在率調査」
- XI. 地域未来戦略の政策パッケージの概要
- XII. ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国計）

（注）政府公表の資料などから引用

日本成長戦略概要 ～「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現～

1. 17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

リスクを最小化する危機管理投資・先端技術を開発させる成長投資に徹底的にてこ入れ

(1) -① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資） (1) -② イノベーションを通じた成長（成長投資）

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供 優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

(2) 成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

(3) 持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

(4) 「地域未来戦略」との連携

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ 17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに累計370兆円超

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる。「地域未来戦略」の推進を後押し

①新技術立国・競争力強化、②スタートアップ、③金融を通じた潜在力の解放、④人材育成
⑤労働市場改革、⑥家事等の負担軽減、⑦賃上げ環境整備、⑧サイバーセキュリティ

3. 未来への投資拡大の実現

緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

(1) 『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み

②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象

③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資誘発効果の薄いものは柔軟に見直し

(2) 官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

(3) PDCAメカニズムの構築

(4) 戦略的広報の抜本的強化

➡ 2040年度：国内民間設備投資額250兆円（官民目標）、日本成長戦略等の経済効果試算で名目GDPは1,100兆円に迫る

給付付き税額控除のイメージ（制度設計）

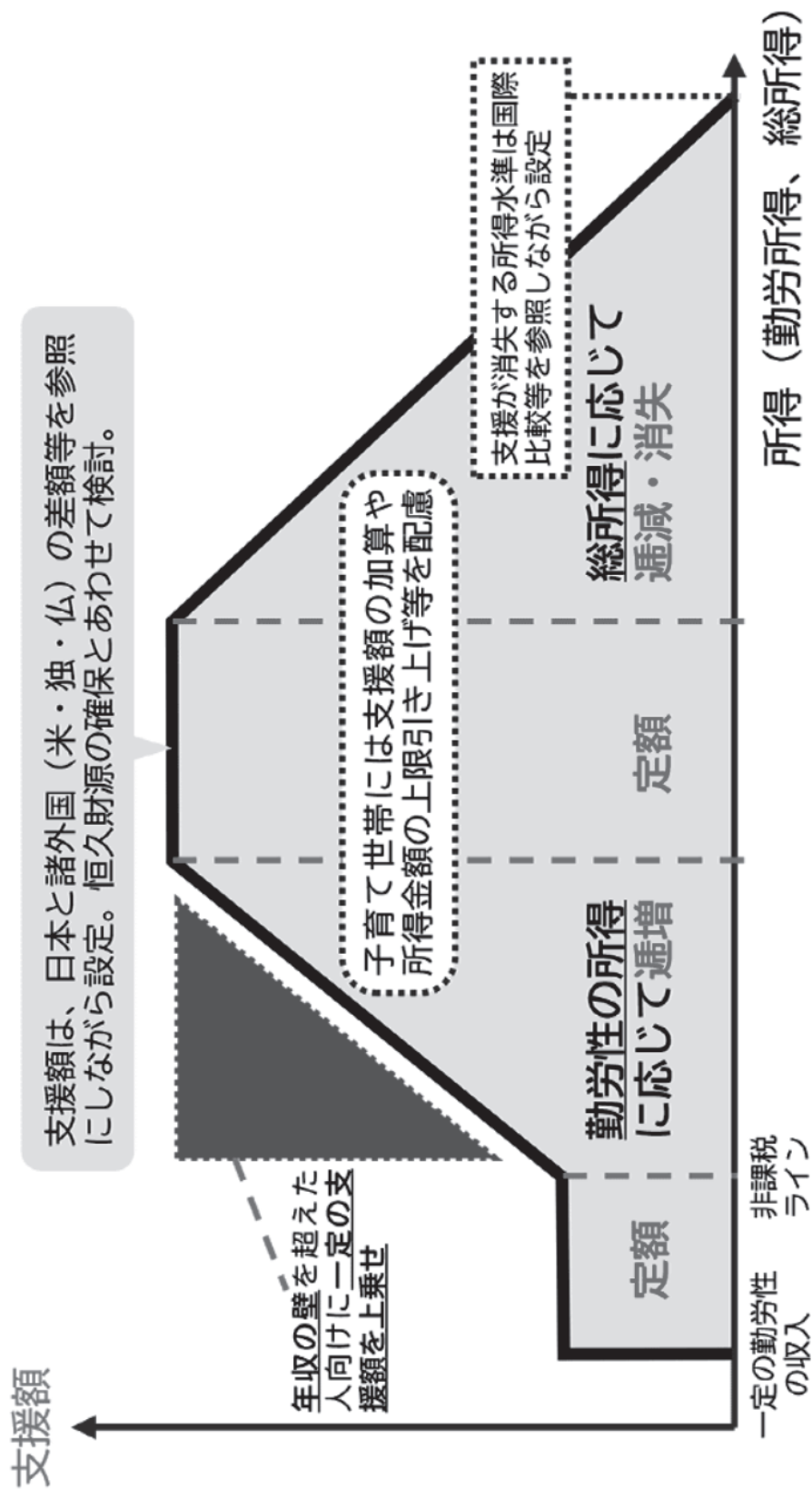
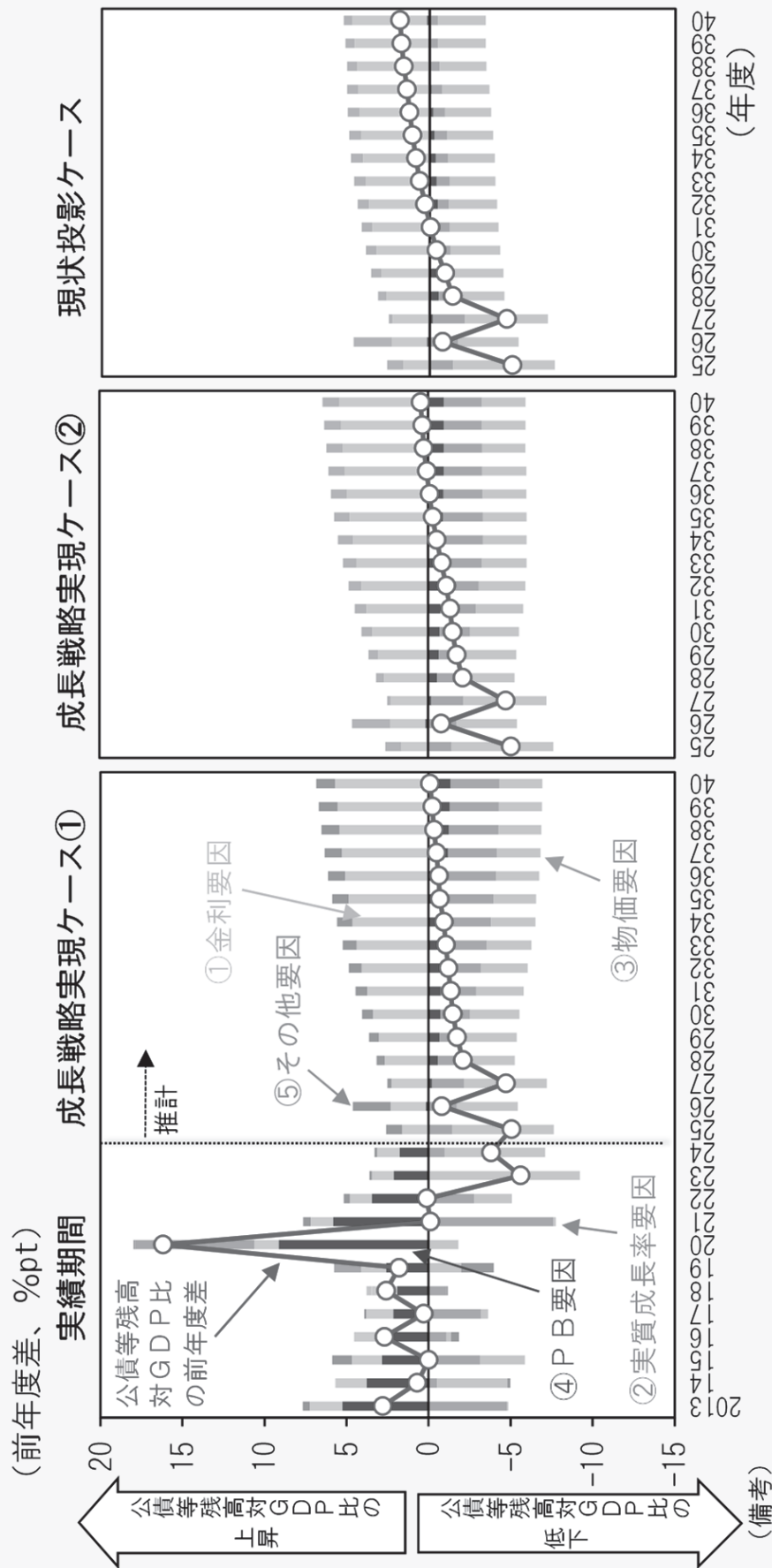


図13：国・地方の公債等残高対GDP比の変化の要因分解

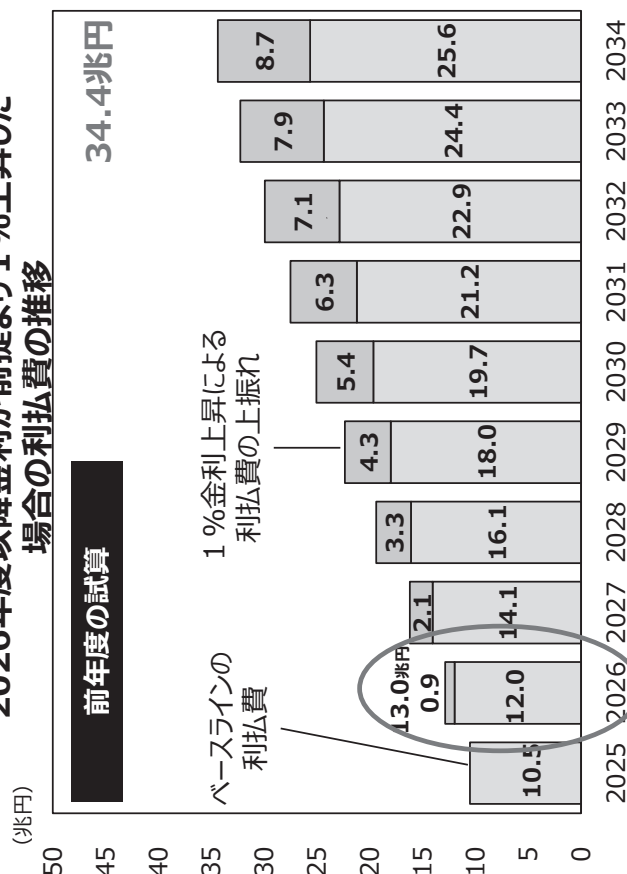


国・地方の公債等残高対GDP比の前年度差を、①当年度の実効金利（既発債を含めて政府が実際に支払う金利）×前年度末の公債等残高対GDP比、②当年度の実質成長率×前年度末の公債等残高対GDP比（控除項目）、③当年度のGDPデフレーター上昇率×前年度末の公債等残高対GDP比（控除項目）、④当年度の基礎的財政収支対GDP比（控除項目）に分解している（①～④の分母のGDPはいずれも当年度の名目GDP）。

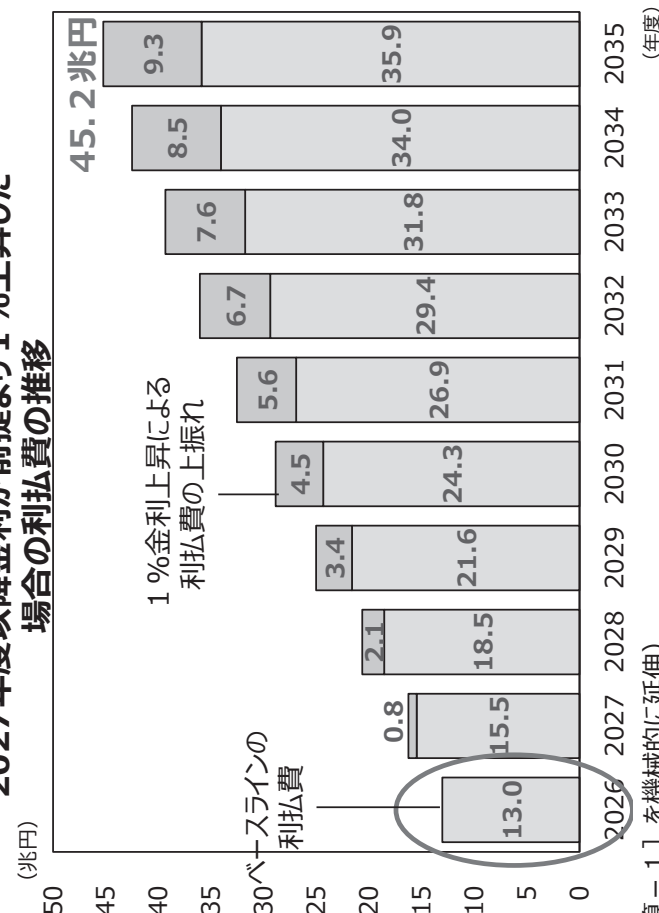
金利上昇による利払い費への影響

- 令和8年度の国の一般会計当初予算における利払費は、前年度から2.5兆円増加して13.0兆円となった。後年度影響試算において、ストレステストとして金利変化時の利払費を試算しているが、長期金利の上昇により、令和7年度予算に係る同試算における「金利1%上昇れ」時の利払費水準に既に達していることが見て取れ、金利上昇リスクが顕在化しつつある。

2026年度以降金利が前提より1%上昇した場合の利払費の推移



2027年度以降金利が前提より1%上昇した場合の利払費の推移



試算の考え方 (令和7(2025)及び令和8(2026)年度後年度影響試算〔試算－1〕を機械的に延伸)

【歳入・歳出・国債発行の想定】

○ 2028年度及び2029年度までは一定の経済前提を仮置き（名目経済成長率3%、消費者物価上昇率2%）した上で歳出と税収等を試算し、その差額は新規国債発行で賄われると仮定。2029年度以降及び2030年度以降は新規国債発行額を2028年度及び2029年度と同額と仮定。

○ 年限ごとの国債発行額：令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度国債発行計画に基づき按分。

【金利の想定】

＜令和7(2025)年度試算＞ 2026年度以降、金利がベースライン※対比で+1%上昇したと仮定。

※ベースライン → 2025～28年度：2.0%→2.2%→2.4%→2.5%（予算積算金利に市場における金利上昇の織り込みを加味した金利）→2029年度以降：2.5%（2028年度と同水準と仮定）

＜令和8(2026)年度試算＞ 2027年度以降、金利がベースライン※対比で+1%上昇したと仮定。

※ベースライン → 2026～29年度：3.0%→3.2%→3.4%→3.6%（予算積算金利に市場における金利上昇の織り込みを加味した金利）→2030年度以降：3.6%（2029年度と同水準と仮定）

（注）後年度影響試算では、債務償還費も含んだ国債費でストレステストを行っているが、上記の利払費はその内数。

社会保障の給付と負担の現状（2026年度予算ベース）

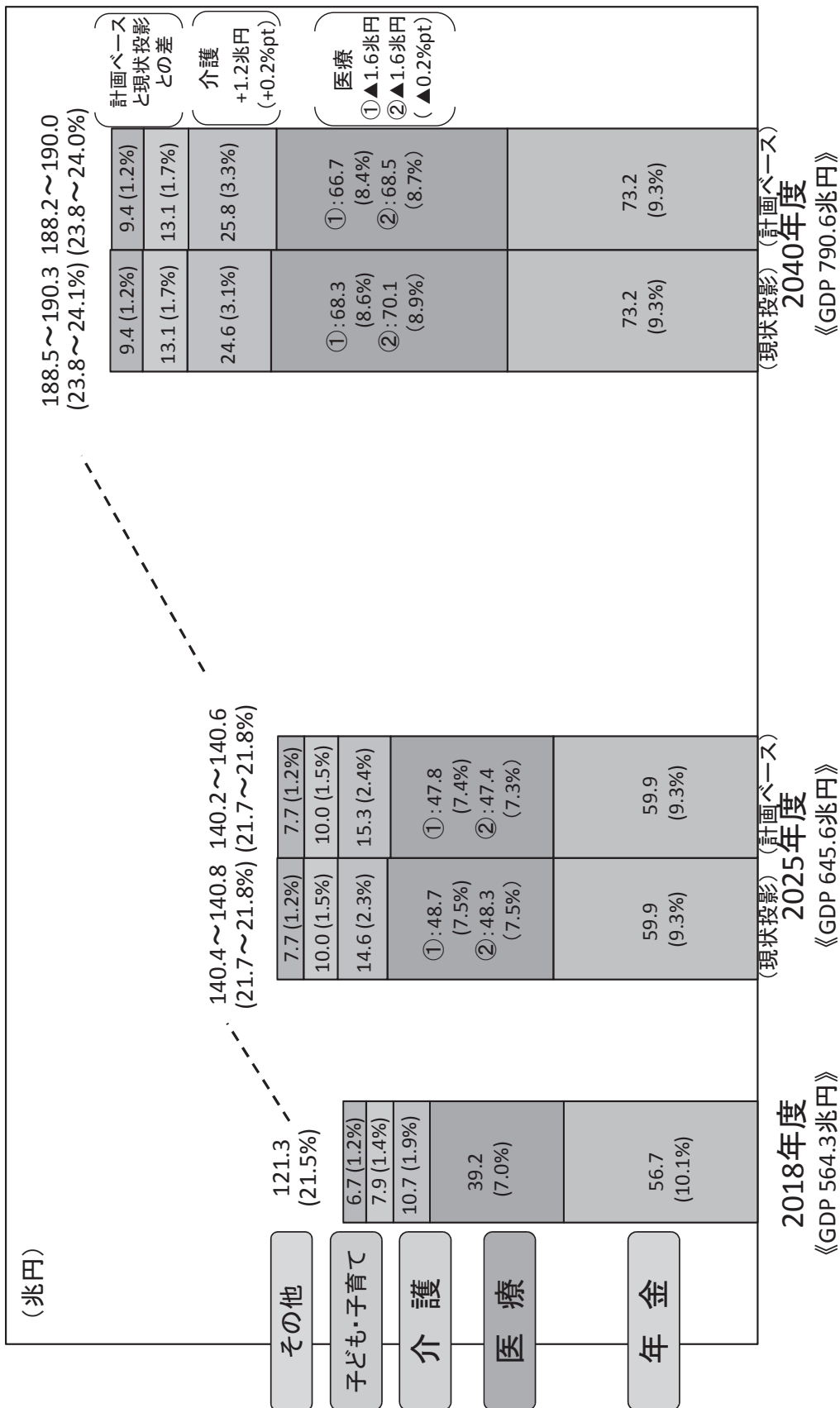
社会保険給付費	2026年度(予算ベース)	144.1兆円	(対GDP比 20.8%)
---------	---------------	---------	---------------

【給付】 社会保障給付費

【給付】 社会保障給付費

年金 63.7兆円 (44.2%) 《対GDP比 9.2%》	医療 44.6兆円 (30.9%) 《対GDP比 6.4%》	福祉その他 35.8兆円 (24.8%) 《対GDP比 5.2%》 うち介護14.3兆円 (9.9%) 《対GDP比 2.1%》
【負担】		
うち子ども・子育て12.1兆円 (8.4%) 《対GDP比 1.7%》		
保険料 84.5兆円 (59.9%)	公費 56.6兆円 (40.1%)	積立金の運用収入等
うち被保険者拠出 44.8兆円 (31.8%)	うち事業主拠出 39.7兆円 (28.1%)	うち国 38.9兆円 (27.5%)
		うち地方 17.7兆円 (12.6%)
各制度における 保険料負担		国(一般会計) 社会保障関係費等 ※2026年度予算 社会保障関係費 39.1兆円(一般歳出の55.7%を占める)
		都道府県 市町村 (一般財源)

社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）



(注1) ()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおりており給付費に幅がある。
(注2) 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	550円 〔（参考）被保険者一人当たり 900円〕
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 650円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 1,000円〕
国民健康保険 （市町村国保）	200円 〔（参考）一世帯当たり 300円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 550円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和4年度実績） （②）	（参考） ①／②
9,800円	4.6%
11,000円 〔（参考）被保険者一人当たり 18,300円〕	4.5%
10,400円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,700円〕	4.2%
11,600円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,800円〕	4.7%
12,000円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,100円〕	5.0%
7,600円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.1%
6,600円	5.1%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行っており、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の配分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和4年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（＊）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

＊令和10年度に被用者保険において拠出した9,000億円について、令和4年度の総報酬である227兆円で割ると0.4％であることから、本人拠出を0.2％として計算。

（注3）国民健康保険の1人世帯当たりの金額は令和4年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯（失の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合150円（同5割軽減）、同200万円の場合200円（同5割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）、国民の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上に上っては上位約1割と対象が限定されるため（＊）、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,050円。なお、支援金制度が少子化対策にかかわるものであることと鑑み、こどもが18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。

＊令和10年度に被用者保険において拠出した9,000億円について、令和4年度の総報酬である227兆円で割ると0.4％であることから、本人拠出を0.2％として計算。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（＊）、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同）、同300万円の場合750円。

＊年金収入300万円は上位約5％に該当。年金収入400万円以上は上位約1％に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,225円（令和7年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,202円（令和7年度見込額）

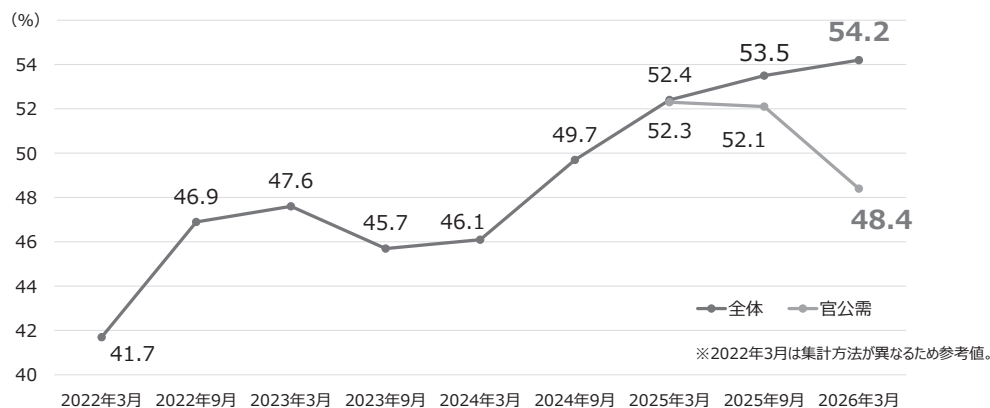
中小企業庁の「価格交渉促進月間 フォローアップ調査結果」

資料Ⅷ

価格転嫁の状況

- コスト全体の価格転嫁率は**54.2%**。昨年9月時点より約**1ポイント増加**（前回53.5%→54.2%）。
- 官公需取引に限った場合の価格転嫁率は、前回から約4ポイント低下し、**48.4%**（前回52.1%）。

価格転嫁率の推移

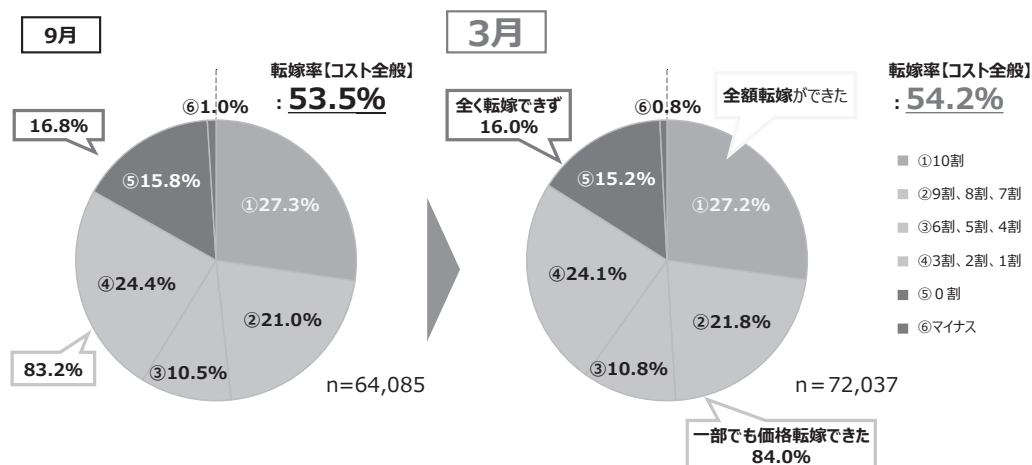


※ 価格転嫁率は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」の回答の平均値。以下同じ。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は**8割超**。「全額転嫁できた」割合（①）は**3割弱**。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→16.0%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



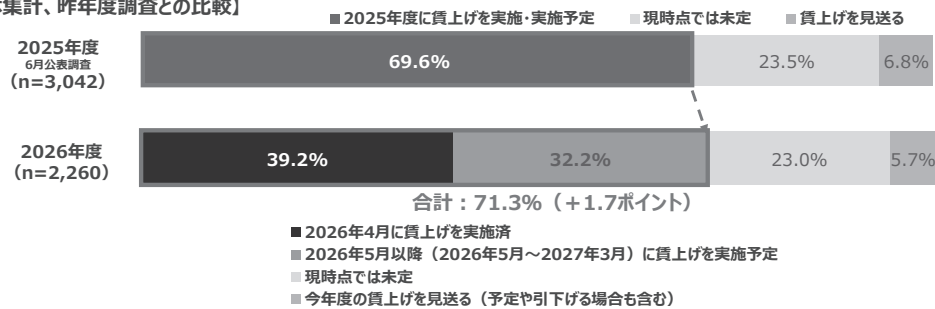
日本商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」

1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率

2026年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【全体】

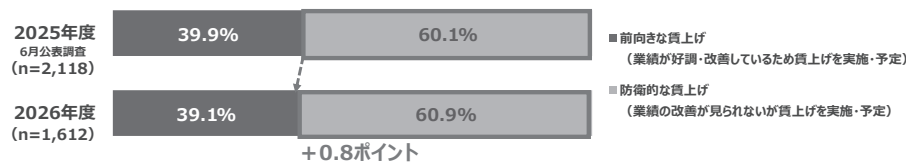
- 2026年度に「賃上げを実施済」・「実施予定」と回答した企業は7割超（71.3%）と高水準を維持。
- 「現時点では未定」は2割超（23.0%）で昨年と同水準。中東情勢等による先行き不透明感を懸念する声も。
- 「防衛的な賃上げ」（業績の改善が見られないが賃上げを実施・予定）は約6割（60.9%）で昨年並み。

【全体集計、昨年度調査との比較】



【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「2026年4月に賃上げを実施済」もしくは「2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定」と回答した企業を100とした場合の割合を表示。

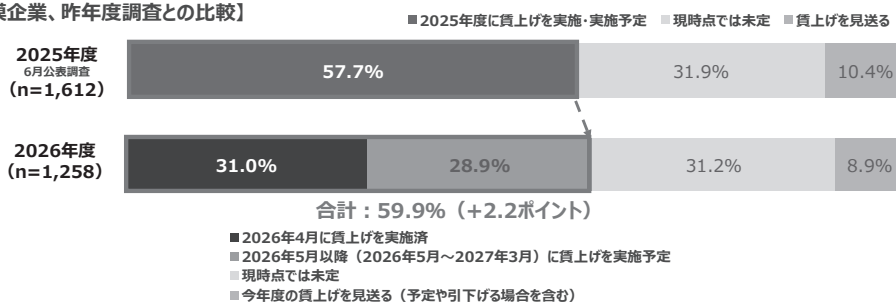


1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率

2026年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【小規模企業】

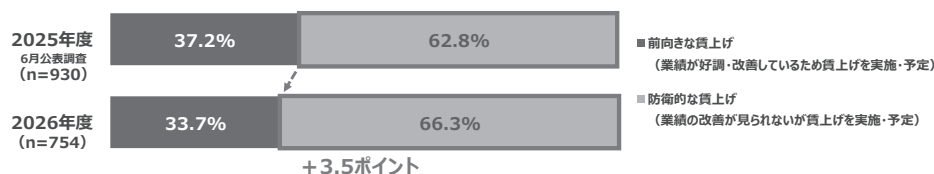
- 20人以下の小規模企業では、「賃上げを実施済」・「実施予定」は約6割（59.9%）。⑤ページ記載の全体（71.3%）と比較すると、11.4ポイント低い。
- 「防衛的な賃上げ」は7割近く（66.3%）となり、昨年より3.5ポイント増加。

【小規模企業、昨年度調査との比較】



【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「2026年4月に賃上げを実施済」もしくは「2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定」と回答した企業を100とした場合の割合を表示。



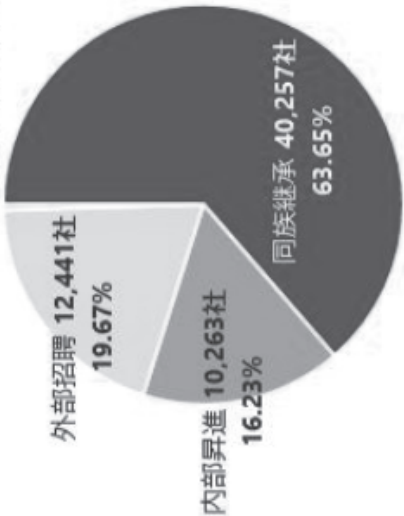
東京商工リサーチの「後継者不在率調査」

後継者不在率 産業別

産業	2025年			2024年	
	不在率	有り (社)	無し (社)	不在率	
農・林・漁・鉱業	57.48%	858	1,160	56.29%	
建設業	63.69%	10,203	17,900	62.88%	
製造業	56.89%	15,868	20,941	56.25%	
卸売業	61.45%	12,376	19,730	61.17%	
小売業	64.90%	4,835	8,942	64.18%	
金融・保険業	54.90%	790	962	55.68%	
不動産業	61.11%	2,410	3,788	61.07%	
運輸業	57.26%	3,910	5,240	57.30%	
情報通信業	77.06%	1,942	6,526	77.32%	
サービス業他	67.28%	10,060	20,695	66.89%	
合計	62.60%	63,252	105,884	62.15%	

後継者“有り”内訳 (2025年)

未回答 291社 0.46%

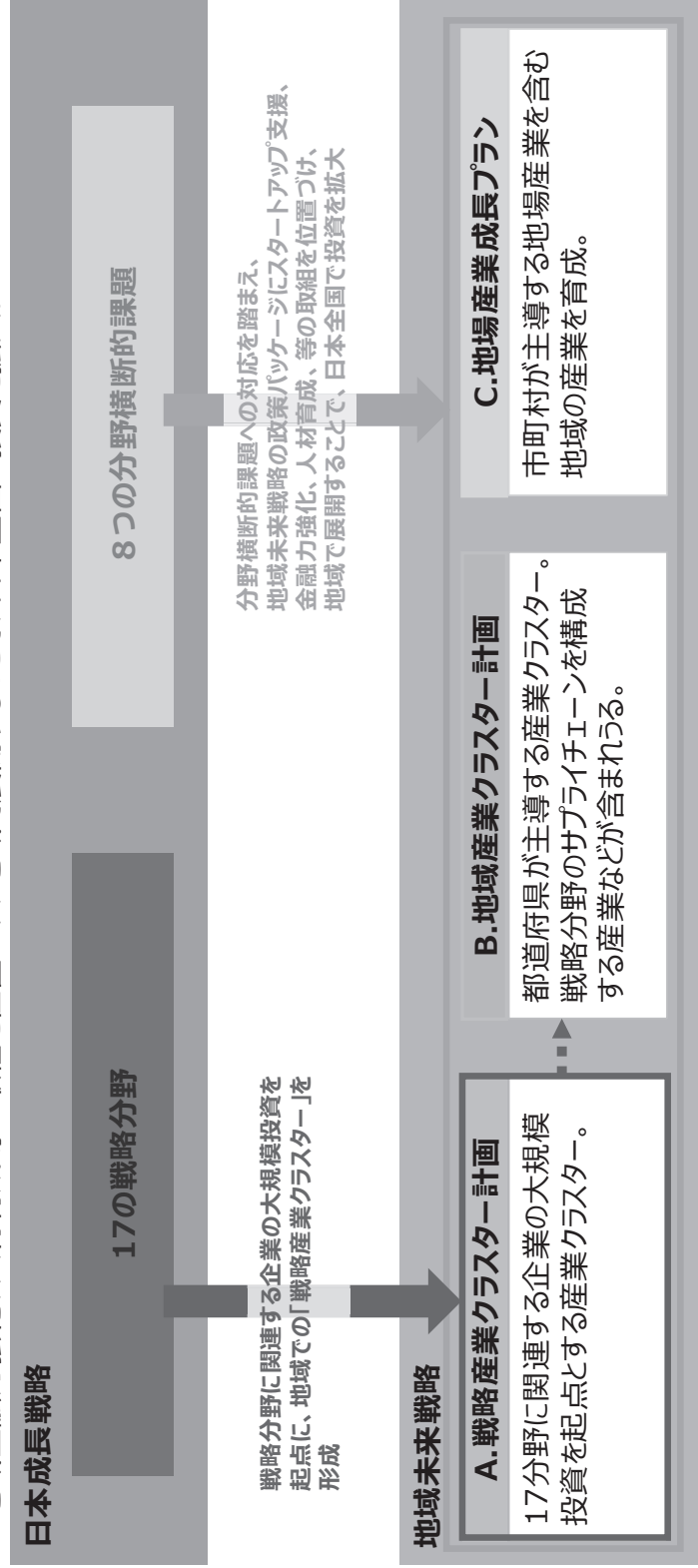


東京商工リサーチ調べ

地域未来戦略の政策パッケージの概要

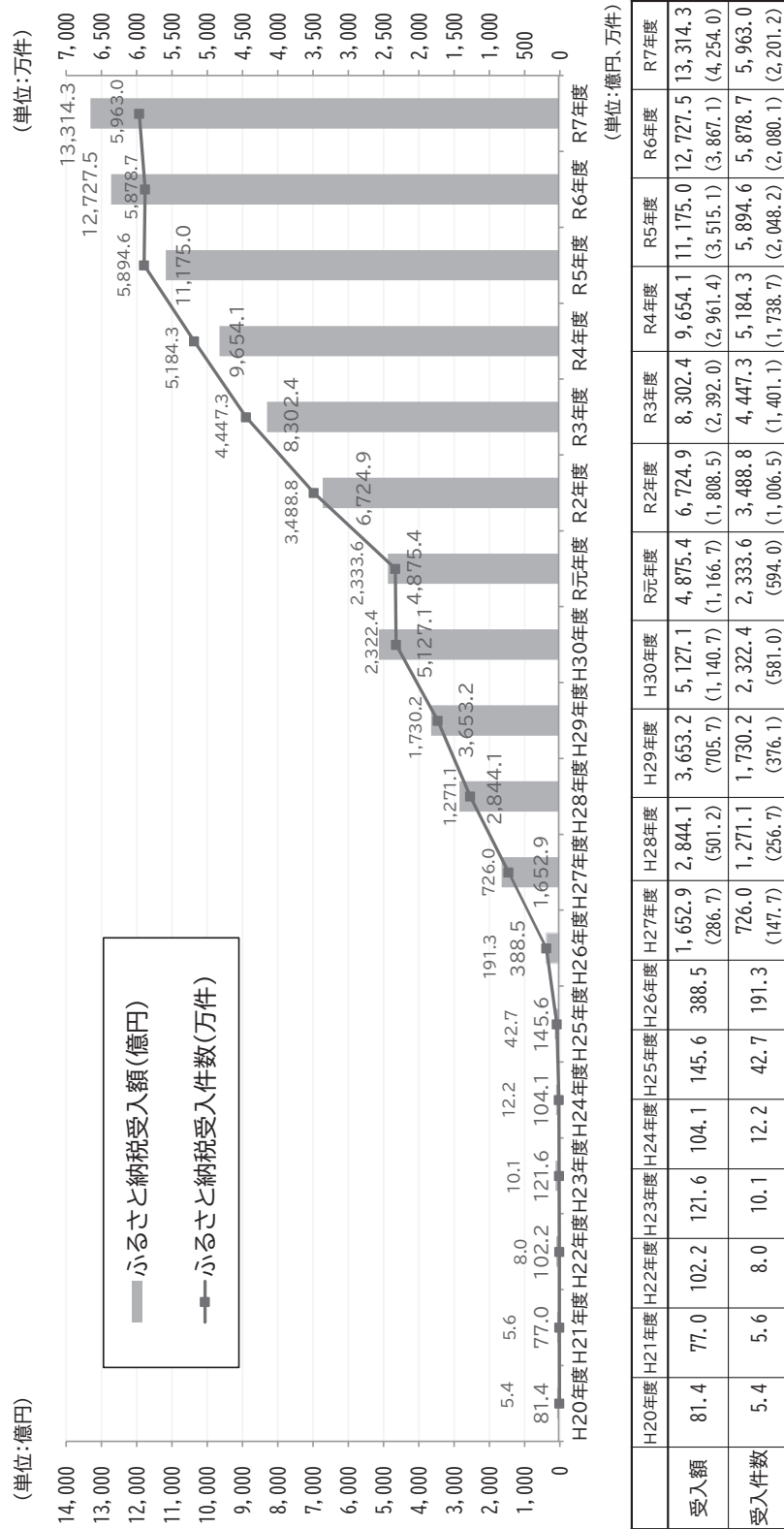
本政策パッケージの位置付け・地域未来戦略と日本成長戦略との関係性

- ・日本成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点とする「戦略産業クラスター計画」にて、サプライチェーンを支える企業群の投資促進、関連インフラや拠点整備、人材育成などを、大胆かつ計画的に推進。
- ・あわせて、地域未来戦略では、「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」における地域を牽引する産業や地場産業の投資促進など、大胆かつ計画的に支援。
- ・日本成長戦略の「8つの分野横断的課題への対応」を踏まえ、地域未来戦略の政策パッケージにスタートアップ支援、地域金融力強化、人材育成等の取組を位置づけ、地域で展開することで、日本全国に投資を拡大。



ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和7年度の実績は、約1兆3,314億円、約5,963万件。



※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。